

七尾市国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の引き上げにご理解・ご協力ください

七尾市国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料をそれぞれ3月に改定しました。

高齢化などに伴い、医療費や介護サービス費は年々増え続けています。安心して必要な医療や介護サービスをご利用いただくため、増額改定となりました。医療保険や介護保険の制度を支えているのは市民の皆さんです。ご理解とご協力をお願いします。

**保険税・保険料の
通知書は、対象者へ7月中旬にお送りします。**
(詳細は通知書を確認してください。)

▼それぞれの改定理由は次のとおりです。

七尾市国民健康保険税

七尾市では、赤字額に対し国保税の増額を行わず、基金（貯金）の取り崩しによって補ってきましたが、残高が減少し、今後数年で基金がなくなると予測されます。

国保財政を安定した状態にするには、毎年度の赤字を解消することが必要と判断し、今回の税額（率）改正となりました。

<参考> 一人あたりの負担額（目安）※世帯の人数や所得などで税額は異なります。

（年額）

	平成23年度	平成24年度	増加額
①医療費（医療給付分）	64,986円	71,892円	+6,906円
②後期高齢者支援金分	12,946円	18,364円	+5,418円
③介護納付金分	12,810円	19,404円	+6,594円
合計（①+②） （40歳未満、65歳以上の人）	77,932円	90,256円	+12,324円
合計（①+②+③） （40歳～64歳の人）	90,742円	109,660円	+18,918円

問 保険課 国保・長寿医療グループ ☎53-8420

後期高齢者医療保険料

平成20年度の制度発足以来、2年ごとに医療費の状況を予測し、適正な保険料額（率）を決定しています。年々、後期高齢者医療制度の対象者が増えている中、医療費の伸びが対象者の増加の伸びを上回るため、今回の改定額（率）となりました。

平成24年度、平成25年度の後期高齢者医療保険料額（率）は次のとおりです。 (年額)

項目 \ 年度	平成22・23年度	平成24・25年度	増加額など
均等割額	45,240円	47,520円	+2,280円
所得割率	8.26%	9.33%	+1.07%
限度額	年額 50万円	年額 55万円	年額 +5万円

※平成24年8月から使用できる保険証は、通知書とは別に7月中旬にお送りします。

問 保険課 国保・長寿医療グループ ☎53-8988

石川県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎076-223-0140

介護保険料（65歳以上の人）

65歳以上の人介護保険料は、介護サービス利用者数などをもとに3年ごとに見直します。七尾市では、要介護認定者が増えており、介護サービス費用も年々増加しています。

平成24年度から3年間に必要なサービス費用を見込み、保険料を改定しました。

基準年額 69,480円（平成21年度から平成23年度 61,200円）

平成24年度から平成26年度の所得段階別介護保険料は次のとおりです。 (年額)

所得段階	対象となる人	調整率	保険料（注1）
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者で、世帯全員が市民税非課税の人	0.5	34,740円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	0.5	34,740円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない人	0.75	52,110円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税の人	1.0	69,480円 基準年額
第5段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が（注2）190万円未満の人	1.25	86,850円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が（注2）190万円以上の人	1.5	104,220円

（注1）所得の段階に応じて、基準年額に調整率を乗じます。

（注2）今回の改定から、第5段階と第6段階の区分となる合計所得金額が200万円から190万円に変更となります。

問 保険課 介護保険グループ ☎53-8451